

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域づくりの新たな担い手となる関係人口創出・拡大推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

山形県、山形県鶴岡市、山形県酒田市、山形県寒河江市、山形県尾花沢市、山形県朝日町、山形県飯豊町

3 地域再生計画の区域

山形県の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

【地域活力の低下】

人口減少・少子高齢化により、地域においては各種地域行事の中止や縮小、地域コミュニティ自体の存続の危機など、集落機能の低下による地域活力の低下が重大な課題となっている。地域活力を向上させるには、地域活動の担い手を確保する必要があるが、総務省のアンケート調査によると、本県の地域コミュニティのうち8割以上の地域において、「地域活動の担い手不足」

「次世代の担い手不足」など、人材不足に係る課題を挙げており、地域内の人材だけでは、地域活力の向上が見込めない状況にある。地域（コミュニティ・経済）を維持していくためには、地域の課題解決等に必要な「活動力」を、地域内外を問わない多様な主体から確保していく必要がある。

【関係人口等の創出・拡大・深化に係る課題】

前述の「地域内外を問わない多様な主体」＝「地域の新たな担い手」として期待されるのが、都市部の企業や人材である。

コロナ禍を経て、①デジタル技術の活用によるリモートワークや仮想空間での交流の普及 ②都市部の企業における柔軟な働き方を実現できる制度（長時間労働の見直し、在宅勤務、リモートワーク、フレックスタイムの導入、副業の解禁など）や環境の整備の進展、経営戦略（CSR・CSV・SDGsへの貢献・人材育成など）の手段として地方の課題解決に取組みたいとする機運の高まり ③個人のライフスタイル・価値観の多様化により、人生を豊かにするために自らのペースで取り組める地域活動を求める人の増加 など、都市部の企業や人材を関係人口等として地域活動の新たな担い手として巻き込む素地が整いつつある。

しかし、地方とつながりたいとする企業において、地域と出会う機会がない、出会ってもミスマッチにより協働に繋がらないなど、関係人口化への機会を逸している状況にあることから、都市部企業における副業解禁やテレワーク、フレックスタイムなど、柔軟な働き方の推進により生み出されたシェア可能な都市部の活力を地方で有効に活用できる流れをつくるため、関係人口等の裾野を広げる取組みの他、受入れ側の地域のニーズと都市部企業等のニーズをマッチングし協働につなげる等の取組みが必要である。

【関係人口等の受入れに係る地域側の課題】

関係人口や移住者などの新たな担い手を受入れ、ともに地域活力を創造していくには、地域側においても、地域づくりの必要性を認識し、主体的に活動を行う意識と基盤を持っている必要がある。しかし、本県においては、地域活動の基盤となる地域運営組織が令和4年9月現在70組織と、全国で38位、東北で5位と低位に留まっており、県内市町村においても複数の市町村がその必要性すら認識していない状況にあるため、市町村の意識改革、地域への普及啓発が必要である。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

第4次山形県総合発展計画（山形県版総合戦略第2期）において、少子高齢化を伴う人口減少を乗り越えるため、『人材』『イノベーション』『国内外の活力』を推進力とした県づくりにより、『人と自然がいきいきと調和し、真の豊かさと幸せを実感できる山形』を基本目標とし、県民一人ひとりの希望が実現し、持続的に発展していく社会を目指している。

交付対象事業においては、主に「国内外の活力を取り込む県づくり」を推進するため、豊かな自然環境や地方ならではの暮らしやすさ、農業や地域おこし等のチャレンジの可能性など、本県で暮らすこと、活動することの魅力・幸せを広く発信し、県外から多くの人々をひきつけ、実際に体験し、実感してもらうことにより、本県に新たに住まう人々や地域と継続して関わる人々の拡大につなげていく。

具体的には、地域自らが主体的に活動し、地域内外を問わず関係人口などの多様な主体と連携し地域づくりの新たな担い手と協働することで、人口減少下においても地域活力を持続的に生み出していく仕組みを構築する。

【数値目標】

K P I ①	山形県へのUIJターン者数（県移住相談窓口を通じて移住した人数）						単位	人
K P I ②	事業により創出した関係人口数						単位	人
K P I ③	事業により創出した交流人口数						単位	人
K P I ④	事業により関係人口を受け入れる体制が整った地域・団体等数						単位	地域・団体等
	事業開始前 （現時点）	2024年度 増加分 （1年目）	2025年度 増加分 （2年目）	2026年度 増加分 （3年目）	2027年度 増加分 （4年目）	2028年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	268.00	16.00	18.00	18.00	-	-	52.00	
K P I ②	0.00	131.00	204.00	252.00	-	-	587.00	
K P I ③	0.00	7,178.00	7,671.00	8,148.00	-	-	22,997.00	
K P I ④	0.00	72.00	85.00	87.00	-	-	244.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域づくりの新たな担い手となる関係人口創出・拡大プロジェクト

③ 事業の内容

1 関係人口等の創出・拡大・深化

関係人口等を創出・拡大し、持続的に地域との協働による活動を生み出し、地域活力を維持していくため、以下のことを実施する。

- ・地域コミュニティが有する地域課題（買い物難民、移動困難者、DX、耕作放棄地問題など）を都市部企業の得意分野に適した形へブラッシュアップを行ったうえで、地域等と都市部企業等とをマッチングし、マッチングした企業と地域の協働取組の自走に向けた伴走支援を行うことで、ミスマッチを起こさずに関係を継続できる仕組みをつくる。

- ・副業・兼業に関心を持つ都市部の高度人材を本県の中小企業と仕事の面で繋ぐことにより、関係人口の拡大へ繋げるとともに、地場産業の「稼ぐ力」を向上させることで、地域活力の向上を実現する。

- ・学会や大会等の県内への誘致を支援し交流人口を拡大するとともに、首都圏の子育て世帯等が短期間県内に滞在し本県での仕事や暮らしを体験するモデル事業を実施することで、新たな地域の担い手となりうる関係人口や移住者の創出につなげていく。

2 地域の新たな担い手の受入体制強化

関係人口や移住者などの、地域活動の新たな担い手を受け入れるための地域側の基盤を強化するため、以下のことを実施する。

- ・地域づくりに係る専門的な知識（買い物支援、移動支援、地域におけるDXなど）を持つアドバイザーの派遣、関係人口や移住者の受入れ・協働方法なども含め、地域運営組織の形成や買い物支援、移動支援などの地域づくりに係る市町村職員及び地域のリーダー等を対象とした研修会、中間支援団体による支援を行う。中間支援団体による地域等への支援は、現場での支援実践による中間支援団体の育成も兼ねる。

- ・外国人関係人口の創出拡大及び外国人の定着に向け、県内外国人の現状把握に係る実態調査を行うとともに、有識者会議を新たに設置し、外国人関係人口の受入れに係る県民への普及啓発、機運醸成を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

県内地域と都市部の企業・人材等をマッチングし、協働で地域課題を解決するモデル事業を行い他地域に横展開することで、地域と都市部企業等の関係性が深まり、事業終了後も多様な主体による地域づくりが継続して行われる基盤が形成される。また、事業により副業・兼業人材の活用が一定程度普及し、地域内の金融機関や商工団体等へスキル・ノウハウを継承することにより、事業終了後も金融機関等が本来業務として副業・兼業人材等の関係人口と県内企業とのマッチングを継続して行っていく体制が構築される。（取組みの自走化）。

また、県内の地域課題等の解決に向けた取組みを通して、都市部の企業・人材等と地域側との関係性を深化させていくことにより、ふるさと納税（個人版・企業版）の活用につなげていく等、一般財源所要額の圧縮に努めていく。

【官民協働】

行政のバックアップの下、地域等と都市部の企業・人材等が連携し都市部企業等が持つ情報やスキルを地域において活用できるような協働関係を構築していく。また、受入れ側である県内企業等の副業・兼業人材活用の機運醸成について、金融機関及び商工団体等と連携して実施することにより、事業効果の拡大につなげる。

なお、県は主に都市部企業等と県内企業等間の調整を、連携市町村は主に地元企業等の機運醸成・内部調整を担う。

【地域間連携】

県は広域自治体として、全体の企画、県外企業・人材と地域側との調整役を担う。また、農業に関する専門人材を擁している強みを活かし、農村地域の合意形成を支援する。さらに、関係人口等の受入れに向けた地域づくりに係る市町村・地域のスキルアップを支援する。

連携市町村は、地域に根差した基礎自治体として、関係人口の関りしろとなる地域課題や地域資源の発掘・選定を支援するとともに、関係人口等の受入れに向けた地域基盤の強化を地域と協働で実施又は支援する。

【政策・施策間連携】

関係人口等を活用して地域課題の解決を行うモデル事業を行うが、ここで取り扱う地域課題は、中山間地等の農地保全（農林水産）、自然保護（環境）、産業人材確保（産業労働）、少子化・高齢化への対応（健康福祉）、など多岐に亘るため、関連部局と適宜連携して事業を進めていく。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

副業人材（関係人口）による県内企業のDX推進へのサポート

理由①

副業人材（＝関係人口）と県内企業の社員がチームを組み社内DX化に取り組むなど、県内企業のDX化の取組みを促進する。

取組②

首都圏企業等による地域課題解決へのデジタル技術の活用

理由②

IT関連企業との協働により、地域課題解決に向けたデジタル技術の活用を促進する。

取組③

地域づくりに係る専門的な知識（地域におけるDXなど）を持つアドバイザーの派遣による地域におけるDX推進へのサポート

理由③

関係人口等を受け入れるための地域の基盤づくりの一環として、自治会や町内会などにおけるDX推進に対してアドバイザーを派遣することにより、誰一人取り残さずにデジタルの恩恵を受けられる環境整備を図ることができる。

⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4－2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【地方公共団体名】	【外部組織による検証】					
	【検証時期】		【検証方法】	【外部組織の参画者】	【検証結果の公表の方法】	
山形県	毎年度	9	月	山形県総合政策審議会において、県の総合発展計画の取組状況の評価と併せ、進捗状況と効果の検証を行う。	産：山形県中小企業団体中央会、山形県農業協同組合中央会、農業者、観光事業者、学：山形大学、東北大学、東京大学、千葉大学、芝浦工業大学、神奈川大学、東北公益文科大学、米沢栄養大学、放送大学、明治大学、東洋大学、労：日本労働組合総連合会山形県連合会、金：山形県銀行協会、言：山形新聞社 ほか	審議会を公開するほか、資料及び審議内容については県HPで公表する。
山形県鶴岡市	毎年度	9	月	外部有識者（産学官金労言士）で構成される「鶴岡市総合戦略策定推進会議」において、PDCAサイクルによる事業効果の検証を行う。また、有識者会の意見を踏まえ、必要に応じて計画の見直し・変更を行う。	産業団体（鶴岡市農業協同組合、庄内たがわ農業協同組合、鶴岡商工会議所、出羽商工会）、行政機関（鶴岡公共職業安定所）、高等教育機関（山形大学、鶴岡工業高等専門学校）、金融機関（庄内銀行、鶴岡信用金庫）、労働団体（日本労働組合総連合会山形県連合会鶴岡田川地域協議会）、マスコミ（山形新聞社・庄内日報社）の各代表者、土業関係者（弁護士）	「鶴岡市総合戦略策定推進会議」において検証後、その結果について鶴岡市ホームページで公表する。
山形県酒田市	毎年度	9	月	戦略策定時のまち・ひと・しごと創生総合戦略委員会を構成していた市内大学の教授等による効果検証を実施していく。	市内大学教授等を予定	検証資料及び検証結果については酒田市ホームページで公表する。
山形県寒河江市	毎年度	9	月	寒河江市振興審議会において、寒河江市振興計画の取組及び進捗と合わせて、効果検証を行う。	産：寒河江市商工会、JAさがえ西村山農業協同組合、寒河江市観光物産協会、学：山形大学、労：一般社団法人山形県経済社会研究所、金：寒河江市金融団、言：山形新聞社 ほか	資料及び審議内容については市HPで公表する。

山形県尾花沢市	毎 年 度	2	月	尾花沢市総合戦略検証委員会において、尾花沢市の総合戦略の取組状況と評価に併せ、進捗状況及び効果検証を行い、同審議会の意見を基に事業の見直しを図る。	学：山形大学、金：尾花沢市金融協会、士：社会保険労務士、その他：市連合区長会、地域青年エネルギー活動実行推進委員会	審議内容を市ホームページで公表する。
山形県朝日町	毎 年 度	9	月	朝日町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において評価検証を行う。	東北芸術工科大学、朝日町商工会、朝日町事業振興協議会、朝日町金融団、子育て世代代表、女性消防団、移住者代表、若手就農者代表	検証結果について町HPにて公表
山形県飯豊町	毎 年 度	3	月	飯豊町振興審議会で行う「飯豊町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の効果検証と合わせて、検証する。	元教職員、元小学校校長、会社員、農家、Uターン起業家、若手専業農家、NPO法人代表、大工、畜産農家、飲食店経営、理容店経営、設計士、林業、主婦	飯豊町ホームページで公表する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 444,226 千円

⑧ 事業実施期間

2024年4月1日から 2027 年 3 月 31 日 まで

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日 まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2027 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2 の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2 に掲げる目標について、5-2 の⑥の【検証時期】に
7-1 に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2 の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。